

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月18日

【会社名】 株式会社ANAPホールディングス

【英訳名】 ANAP HOLDINGS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川合林太郎

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山四丁目20番19号

【電話番号】 (03)5772-2717

【事務連絡者氏名】 総務部長 里野 信泰

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山四丁目20番19号

【電話番号】 (03)5772-2717

【事務連絡者氏名】 総務部長 里野 信泰

【縦覧に供する場所】 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき2026年6月18日開催の当社取締役会において、当社又は当社子会社の従業員に対して新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の割当てを行うことを決議（以下「付与決議」という。）いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 銘柄 株式会社ANA Pホールディングス 第10回新株予約権

(2) 発行数 18,000個
上記の総数は割当予定数であり、引受の申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割当てる新株予約権の総数が減少したときには、その新株予約権の総数を以って発行する本新株予約権の総数とする。

(3) 発行価格 金銭の払込みを要しない。

(4) 発行価格の総額
未定

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式1,800,000株を上限とする。

当社取締役4名304,000株、従業員24名800,000株、当社子会社取締役2名85,000株、当社子会社従業員103名611,000株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを

含む)の転換又は権利行使の場合を除く。)の、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から2年を経過した日より10年間以内の範囲で、2028年7月10日から2036年7月10日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

ア．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

イ．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ウ．新株予約権の譲渡、担保提供その他の処分はできない。

エ．各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

オ．本新株予約権者の新株予約権の行使に係る年間の行使価額の合計額は1,200万円を超えないものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金にする事項

ア．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記「ア」の資本金等増加限度額から上記「ア」に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権は譲渡することができない。ただし、当社取締役会が特に認めた場合を除く。

(11) 当該取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役	4名	3,040個
当社従業員	24名	8,000個
当社完全子会社取締役	2名	850個
当社完全子会社従業員	103名	6,110個

(12) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係
当社完全子会社

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取り決めの内容

取決め内容は、当社と本新株予約権社との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

(14) 新株予約権を割り当てる日

2026年7月10日

(15) 新株予約権と引き換えにする金銭の払込みの期日

該当なし

(16) 新株予約権の取得の条件

ア．当社は、新株予約権者が上記8による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

イ．当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(17) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

合併等による組織再編に際して定める契約書又は計画書等に次に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該合併等の比率に応じて、当該株式会社の新株予約権を交付する。

ア．合併（当社が消滅する場合に限る）合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会

イ．吸収分割 吸収分割する株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会

ウ．新設分割 新設分割により設立する株式会社

エ．株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

オ．株式移転 株式移転により設立する株式会社

(18) 新株予約権の行使により発生する端株の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てる。

以 上